

各 位

会 社 名 ポラリス・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 辻川 高寛
(コード番号：3010 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 半田 高史
(TEL:03-5822-3010)

**株式交換による株式会社ミナシアの完全子会社化に関する株式交換契約の締結、
主要株主である筆頭株主、主要株主、親会社及びその他の関係会社並びに子会社の異動
に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ミナシア（以下「ミナシア」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、当社、ミナシア及びミナシアの親会社である SAJP VI 3.0 LP（以下「SAJP」といいます。）との間で株式交換基本契約（以下「本株式交換基本契約」といいます。）を締結し、当社及びミナシアとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といい、本株式交換基本契約と併せて「本株式交換契約等」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換については、2024年12月12日に予定される当社の臨時株主総会及びミナシアの臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を受けることを前提としております。

また、本株式交換の実行により、当社が、ミナシア及び株式会社ミナシアトータルサービス（以下「MTS」といいます。）の株式を直接又は間接的に取得することにより、ミナシア及びMTSは当社の完全子会社となり、当社の子会社に異動が生じることが見込まれ、さらに、本株式交換の対価として当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を交付することにより、当社の親会社に異動が生じることが見込まれますので、併せてお知らせいたします。なお、当該親会社の異動後も当社のスポンサーグループはスターアジアグループ（以下に定義します。）であり、引き続き協働して事業及び企業価値の拡大を図ってまいります。

記

I. 本株式交換について

1. 本株式交換の目的

当社は、ホテル事業を国内外で展開し、国内、海外合わせて 52 ホテル 9,046 室（運営予定客室数を含みます。）の運営を行っております。2024年5月14日付「中期経営計画（2024年度から2026年度）」のとおり、当社は運営プラットフォームの拡大及び収益増加に資する運営能力の向上を重要な成長ドライバーと位置付け、様々な取組みを行っているところ、その一環として、2024年6月26日付「株式会社ミナシアとの業務提携契約等の合意に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2024年6月7日付で、スターアジアグループと共同で、全国の主要都市で39ホテル5,180室のリミテッドサービスホテルを運営するホテル運営会社であるミナシアの全株式を保有するための特別目的会社である合同会社 Corrida に一部出資し、同月26日付でミナ

シア、合同会社 Corida との間で資本業務提携契約を締結しております。

当社としては、ミナシアの事業は当社の事業との類似性及び親和性が高く、規模の経済性を追求することが事業の成長において重要なファクターであるホテル運営事業において、当社グループ（当社及びその子会社をいいます、以下同じです。）とミナシアで合わせて 91 ホテル 14,226 室の規模となる両社が引き続き協働することは、両社の企業価値の最大化に資するものと考えております。そして、宿泊需要の飛躍的な拡大によりホテル運営事業の急成長が見込まれる中で、当社とミナシアのシナジーを今後最大限に発揮するためには、より強固な資本関係の下での一体的な経営を行うことが必要と考え、本株式交換を通じ、ミナシアの全株式を取得することを決定いたしました。

当社としては、以下の施策を通じて当社とミナシアのシナジーを最大化し、業界最高水準のプラットフォームの構築を目指すことを想定しております。

- ① 両社の店舗網や商圈を活かしたドミナントエリアの拡大、新規ホテル数及び客室数の更なる拡大、運営プラットフォームの拡大等による積極的な商機の拡大、ブランド認知度及び顧客満足度の拡充
- ② 効率的運営手法及びオペレーションノウハウの共有、両社共通の機能等の効率化、人材マネジメントの効率化、共通する課題の解決に向けた協議等による事業運営の最適化
- ③ グループ全体で機動的に商機をつかむための、意思決定の迅速化、企業価値の最大化に資する集中的な資金・人材の投入等の実現

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

契約締結承認取締役会決議日	2024年10月15日
契約締結日	2024年10月15日
株式交換承認株主総会基準日公告日	2024年10月15日
株式交換承認株主総会基準日	2024年10月30日（予定）
株式交換承認株主総会決議日	2024年12月12日（予定）
本株式交換の効力発生日	2024年12月27日（予定）

(注) 上記日程は、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、ミナシアを株式交換完全子会社とする株式交換です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

当社は、本株式交換契約等に従い、本株式交換により当社がミナシアの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるミナシアの株主（当社を除きます。）に対し、その所有するミナシアの普通株式（以下「ミナシア株式」といいます。）1株につき当社株式 0.097 株及び金 1,090,934,967 分の 5,000,000,000 円の割合（以下「本株式交換比率」といいます。）をもって当社株式及び金銭を割当交付する予定です。

取得する株式	ミナシア株式：1,090,934,967 株
1株当たりに割り当てられる対価の算定方法	① 現金対価 <ul style="list-style-type: none"> ・ ミナシア株式1株当たりの現金対価： 1,090,934,967 分の 5,000,000,000 円 ・ 現金対価の総額： 50 億円
	② 株式対価 <ul style="list-style-type: none"> ・ ミナシア株式1株当たりの株式対価： 当社株式 0.097 株

	<ul style="list-style-type: none"> 株式対価の総数 当社株式 105,820,691 株
--	--

(注) 上記について、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

- (4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
 ミナシアが発行している新株予約権及び新株予約権付社債はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社グループ及びミナシアグループ（ミナシア及びその子会社をいいます。以下同じです。）並びに当社の親会社である Star Asia Opportunity III LP（以下「SAO III」といいます。）が属する企業グループ（以下「スターアジアグループ」といいます。）から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）より、当社及びミナシアの株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書」といいます。）を取得しました（本株式交換比率算定書の概要については、下記「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」をご参照ください。）。なお、みずほ証券は、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループの関連当事者には該当せず、記載すべき重要な利害関係も有しておりません。

まず、新株発行による当社の発行済株式数の増加を抑え、当社の株主の皆様様の保有株式の希薄化率を出来る限り低下させる観点から、本株式交換の対価の一部（総額：50 億円）を、現金対価とすることといたしました。なお、当社は、本株式交換に係る現金対価に要する資金を、シンジケートローンにより調達する予定であります。2024 年 9 月 20 日付で、当該シンジケートローンのアレンジャー兼エージェントである株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）より融資関心表明書を受領しております。

その上で、当社は、本株式交換の株式対価について、みずほ証券から提出を受けた当社及びミナシアの株式価値の分析結果及び助言を慎重に検討するとともに、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通しを分析し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。具体的には、2024 年 9 月 17 日に当社からミナシアに対して初回提案を行ってから、2024 年 10 月 10 日に最終的な意思決定は両社取締役会によって決定されることを前提にミナシア株式 1 株当たりの株式対価を当社株式 0.097 株とする合意に至るまで両社間で交渉を重ねてきました。当社は、本株式交換比率算定書、ミナシアグループ及びスターアジアグループとの間で利害関係を有しないメンバーで構成される特別委員会（詳細については、下記「(5) 利益相反を回避するための措置」の「①当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）から取得した答申書、並びに当社のファイナンシャルアドバイザー及びリーガルアドバイザーからの助言等を総合的に勘案し、ミナシアとの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率は、みずほ証券が算定した本株式交換に係る現金対価の総額が 50 億円の場合における、当社に市場株価基準法を採用し、かつ、ミナシアにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用した場合、並びに、当社及びミナシアに DCF 法を採用した場合の、ミナシア株式 1 株につき割当交付される当社株式数の算定レンジの範囲内であり、当社の少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本日開催の取締役会において、本株式交換比率を含む本株式交換契約等の締結を決議いたしました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループとの関係

当社は、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループから独立した第三者算定機関であるみずほ証券を選定し、2024 年 10 月 11 日付で、本株式交換比率算定書を取得しました。なお、みずほ

証券は、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません（なお、みずほ証券のグループ会社であるみずほ銀行における融資取引に関しては、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「①独立した第三者算定機関からの算定書の取得」をご参照ください。）。

② 算定の概要

みずほ証券は、当社については、当社が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を採用するとともに、類似企業比較法及び DCF 法を採用して株式価値の算定を行いました。一方、ミナシアについては、非上場会社であり、市場株価が存在しないことから、類似企業比較法及び DCF 法を採用して株式価値の算定を行いました。

本株式交換に係る現金対価の総額が 50 億円の場合における、各評価手法によるミナシア株式 1 株につき割当交付される当社株式数の算定レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		当社株式数の算定レンジ
当社	ミナシア	
市場株価基準法	DCF 法	0.051～0.120
市場株価基準法	類似企業比較法	0.024～0.080
類似企業比較法	類似企業比較法	0.026～0.085
DCF 法	DCF 法	0.048～0.122

市場株価基準法では、2024 年 10 月 11 日（以下「算定基準日」といいます。）を基準として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の株価終値の単純平均値を採用しております。

類似企業比較法では、当社及びミナシアと一定程度の類似性を有する事業を営む上場会社として、当社についてはワシントンホテル株式会社、株式会社グリーンズ、株式会社共立メンテナンス及び株式会社アゴーラ ホスピタリティー グループを、ミナシアについては左記 4 社及び当社を選定したうえで、企業価値に対する EBITDA の倍率及び株式価値に対する当期純利益の倍率を用いて、当社株式及びミナシア株式の株式価値を算定しております。

DCF 法では、当社が作成した 2025 年 3 月期から 2028 年 3 月期までの 4 期分の当社の事業計画及びミナシアが作成した 2024 年 12 月期から 2028 年 12 月期までの 5 期分のミナシアの事業計画にそれぞれ一定の調整を加えた財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が 2025 年 3 月期以降に、また、ミナシアが 2024 年 12 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、両社の企業価値や株式価値を算定しております。なお、割引率は、当社については 6.49%～7.49%を、ミナシアについては 6.46%～7.46%を採用しており、継続価値の算定については永久成長率法及び EXIT マルチプル法を採用し、永久成長率法では永久成長率を両社ともに -1.0%～1.0%、EXIT マルチプル法では企業価値に対する EBITDA の倍率を、当社については 9.4 倍～11.4 倍、ミナシアについては 9.0 倍～11.0 倍としております。みずほ証券が DCF 法による算定の前提とした両社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社の営業利益について、2024 年 3 月期には販売用不動産の売却により一時的な増益となっていたことから、2024 年 3 月期の 3,382 百万円に対して 2025 年 3 月期は 1,891 百万円と大幅な減益を見込んでおり、また、2027 年 3 月期に開業予定のホテルが複数あるため、売上高が伸長することを見込んでいることから、2026 年 3 月期の 2,095 百万円に対して 2027 年 3 月期は 2,964 百万円と大幅な増益を見込んでおります。また、ミナシアの営業利益について、2024 年 12 月期には従業員に対する一時的な報酬の支払いにより減益を見込んでいるところ、2025 年 12 月期には新規ホテルの開業に伴う売上高の伸長を見込んでいることから、2024 年 12 月期の 1,257 百万円に対して 2025 年 12 月期は 1,813 百万円と大幅な増益を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、みずほ証券が DCF 法の算定の前提とした両社の財務予測は以下のとおりです。

(i) 当社

(単位：百万円)

	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期
売上高	20,078	21,642	25,889	26,561
営業利益	1,891	2,095	2,964	3,246
EBITDA	2,746	2,973	3,841	4,124
フリー・キャッシュ・フロー	1,708	1,599	1,901	2,346

(ii) ミナシア

(単位：百万円)

	2024年12月期	2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期	2028年12月期
売上高	14,326	16,655	19,004	21,372	23,234
営業利益	1,257	1,813	2,185	2,568	2,682
EBITDA	2,536	3,118	3,496	3,883	3,998
フリー・キャッシュ・フロー	737	1,003	1,210	1,452	1,600

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、みずほ証券が検討した全ての公開情報及び両社からみずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した財務その他の情報で株式交換比率の算定に際して実質的な根拠となった情報の全てが、正確かつ完全なものであることに依拠し、それを前提としています。

なお、みずほ証券は、かかる情報の正確性又は完全性につき独自に検証を行っておらず、また、これらを独自に検証する責任又は義務を負いません。本株式交換比率算定書に記載される内容は、みずほ証券に提供され又はみずほ証券が両社と協議した情報について、かかる情報を重大な誤りとする事項があった場合、又は本株式交換比率算定書交付時点で開示されていない事実や状況若しくは本株式交換比率算定書交付時点以降に発生した事実や状況（本株式交換比率算定書交付時点において潜在的に存在した事実で、その後明らかになった事実を含みます。）があった場合には、異なる可能性があります。みずほ証券は、各社の経営陣が、みずほ証券に提供され（当事会社による調整内容を含む。）又はみずほ証券と協議した情報を不完全若しくは誤解を招くようなものとするような事実を一切認識していないことを前提としています。さらに、みずほ証券は、各社又はその関係会社の資産・負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債その他の偶発債務を含みます。）又は引当につき独自に評価・鑑定を行っておらず、いかなる評価又は鑑定についても、独自に第三者から提供を受けたことはなく、また、第三者に要求していません。みずほ証券は、各社又はその関係会社の財産又は施設を検査する義務を負っておらず、また、倒産、破産等に関する法律に基づいて各社又はその関係会社の株主資本、支払能力又は公正価格についての評価を行っていません。

株式交換比率の算定に際して各社から情報の提供若しくは開示を受けられず、又は提供若しくは開示を受けたもののそれが各社の株式価値に及ぼす影響が現時点においては不確定なもの、又はその他の方

法によってもみずほ証券が評価の基礎として使用できなかったもの若しくは使用できる確証を得られなかったものについては、みずほ証券は、みずほ証券が合理的及び適切と考える仮定を用いています。みずほ証券のかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが各社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、みずほ証券は検証を行っていません。

なお、みずほ証券が開示を受けた財務予測その他の将来に関する情報については、両社の将来の経営成績及び財務状況に関し現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、各社の経営陣によって合理的に準備・作成又は調整されたことを前提としています。みずほ証券は上記の前提条件及び財務予測並びに事業計画の実現可能性について独自に検証することなく、これらの前提条件及び財務予測並びに事業計画に依拠しており、本株式交換比率算定書で言及される分析若しくは予想又はそれらの基礎となる仮定に関して何らの見解も表明していません。みずほ証券は、法律、規制又は税務関連の専門家ではなく、かかる事項については、両社の外部専門家が行った評価に依拠しています。

みずほ証券の算定結果は、みずほ証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本株式交換比率を決定するための参考に資することを唯一の目的とし当社に提出したものであり、当該算定結果は、みずほ証券が本株式交換比率の妥当性について意見を表明するものではありません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

上場廃止となる見込みはありません。

(4) 公正性を担保するための措置

当社の親会社である Star Asia Group LLC が、本株式交換の相手方となるミナシアの親会社でもあり、ミナシアは当社と同一の親会社を持つ会社であることから、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当するため、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループから独立した第三者算定機関として、みずほ証券を選定し、2024年10月11日付で、本株式交換比率算定書を取得しました。

みずほ証券は、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループの関連当事者には該当しておりません。みずほ証券のグループ会社であるみずほ銀行は、当社の支配株主であるスターアジアグループや当社との間で、本株式交換とは無関係の通常の銀行取引の一環としての融資取引を行っており、また、当社との間では、本株式交換に係る現金対価の資金調達の方法としてみずほ銀行を含む複数の金融機関からの融資を調達する予定であるものの、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築かつ運用しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で本株式交換に係る交換比率の算定を行っております。当社は、みずほ証券の算定機関としての実績に加え、みずほ証券とみずほ銀行との間において情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制が構築されていること等に鑑み、みずほ証券を独立した第三者算定機関として選定いたしました。

当該算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に係る検討を開始した2024年6月上旬に、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性を担保するため、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループから独立したリーガルアドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下

「西村あさひ」といいます。)を選任し、同事務所から、本株式交換に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について法的助言を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社の親会社である Star Asia Group LLC が、本株式交換の相手方となるミナシアの親会社でもあり、ミナシアは当社と同一の親会社を持つ会社であることから、本株式交換は支配株主との重要な取引等に該当するため、以下のとおり利益相反を回避するための措置を講じております。

① 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、2024年7月24日開催の取締役会において、いずれも、ミナシアグループ及びスターアジアグループと利害関係を有しておらず、当社の常勤監査等委員である社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている松尾剛氏、非常勤監査等委員である社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている諸橋隆章氏（弁護士、ライジング法律事務所、ファーストコーポレーション株式会社社外取締役監査等委員）及び中村明日香氏（公認会計士、あすみらい研究所株式会社代表取締役社長、株式会社マイナビ社外監査役）並びに、M&Aに関する深い専門性を有して有し、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループとの間で利害関係を有しない、独立した外部の有識者である島村和也氏（弁護士、公認会計士、島村法律会計事務所）の4名から構成される特別委員会（以下「本件特別委員会」といいます。）を設置することを決議いたしました。当社は、本件特別委員会に対して、(i) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(ii) 本株式交換の手続の公正性、(iii) 本株式交換の条件の公正性・妥当性、(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえて、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないか、(以下 (i) 乃至 (iv) を総称して「本件諮問事項」といいます。) について諮問しました。

本件特別委員会は、2024年8月16日から同年10月11日までに、合計8回にわたって開催されたほか、委員会外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本件諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、まず第1回の特別委員会において、当社が選任したファイナンシャルアドバイザー兼第三者算定機関であるみずほ証券及びリーガルアドバイザーである西村あさひにつき、いずれも専門性及び独立性に問題がないことを確認しております。また、本件特別委員会は、必要に応じ当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本件特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。

その上で、本件特別委員会は、当社からは、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本株式交換により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、株式交換比率の前提となる当社の事業計画の策定手続等について説明を受けたほか、ミナシアに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、ミナシアから、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のリーガルアドバイザーである西村あさひから、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本件特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、ミナシアに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社は、株式会社はやぶさトラストFASに対して、ミナシアに対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本件特別委員会は、同社から財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受け、質疑応答を行いました。また、本件特別委員会は、第三者算定機関であるみずほ証券から、本株式交換における株式交換比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本件特別委員会は、

当社とミナシアとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、当社が本株式交換比率についての最終的な提案を行うまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ミナシアとの交渉過程に実質的に関与しております。

本件特別委員会は、かかる手続を経て、本件諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(i) 本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると考えられる旨、(ii) 本株式交換に係る手続は公正なものであると考えられる旨、(iii) 本株式交換に係る条件は公正・妥当であると考えられる旨、及び (iv) 上記 (i) 乃至 (iii) を踏まえ、本株式交換を行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨が記載された答申書を、2024年10月11日付で、当社の取締役会に対して提出しております。本件特別委員会の意見の概要については、下記「8. 支配株主との取引等に関する事項」の「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

② 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む）全員の承認

本日開催の当社取締役会では、当社の取締役9名のうち辻川高寛氏、田口洋平氏、マルコム・エフ・マククリーン4世氏及び増山太郎氏を除く5名全員の一致で、本株式交換に関する承認決議を行いました。

なお、辻川高寛氏、田口洋平氏、マルコム・エフ・マククリーン4世氏及び増山太郎氏は、ミナシアの親会社である Star Asia Group LLC が属するスターアジアグループの役職員を兼務していることに鑑み、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、当社の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本株式交換に関するミナシアとの協議・交渉に参加しておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社 (2024年3月31日現在)	株式交換完全子会社 (2024年3月31日現在)
(1) 名称	ポラリス・ホールディングス株式会社	株式会社ミナシア
(2) 所在地	東京都千代田区岩本町一丁目12番3号	東京都千代田区神田小川町1-2 風雲堂ビル3階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻川 高寛	代表取締役社長 下嶋 一義
(4) 事業内容	ホテル事業、不動産事業	ホテル/レストランの経営、企画、運営並びに管理、ホテル/レストランの運営に関するコンサルティング業務
(5) 資本金	6,557万1,004円	5,000万円 (なお、本日時点では300万円)
(6) 設立年月日	1912年9月20日	2017年11月1日
(7) 発行済株式数	124,133,889株	1,109,895,306株
(8) 決算期	3月31日	12月31日
(9) 従業員数	486人(連結)	516人(連結)
(10) 主要取引先	該当事項はありません。	該当事項はありません。
(11) 主要取引銀行	Rizal Commercial Banking Corporation 株式会社商工組合中央金庫 Banco de Oro Unibank 株式会社きらぼし銀行 株式会社日本政策金融公庫 株式会社みずほ銀行	株式会社日本政策金融公庫 株式会社商工組合中央金庫 株式会社三菱UFJ銀行

(12) 大株主及び持株比率	Star Asia Opportunity III LP	72.69%	SAJP : 98.29% 当社 : 1.71% (本日時点)			
	マルコム・エフ・マククリーン4世	1.72%				
	増山 太郎	1.72%				
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	0.80%				
	石田 秀樹	0.64%				
	楽天証券株式会社	0.36%				
	J.P. Morgan Securities plc (常任代理人 JP モルガン証券株式会社)	0.28%				
	三星 義明	0.28%				
	BNP PARIBAS NEW YORK (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.26%				
	松井証券株式会社	0.21%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	当社は本日時点で、ミナシアの発行済株式総数の1.71%に相当する18,960,339株を保有しています。					
人的関係	該当事項はございません。					
取引関係	当社とミナシアは、資本業務提携契約を締結していますが、本日時点において取引はございません。					
関連当事者への該当状況	ミナシアは当社の親会社であるStar Asia Group LLCの子会社であり、相互に関連当事者に該当いたします。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	ポラリス・ホールディングス株式会社 (連結)			株式会社ミナシア (連結)		
	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期
純資産	192,600	2,910,571	6,884,782	△986,669	△1,590,240	821,700
総資産	12,035,678	24,653,218	23,208,107	20,307,805	19,551,628	20,510,606
1株当たり純資産 (円)	1.99	24.83	55.46	△1.00	△1.43	0.74
売上高	3,712,127	7,017,664	22,545,288	5,987,880	9,821,855	14,540,619
営業利益	△1,332,424	3,080	3,382,187	△3,492,305	△845,595	1,324,095
経常利益	△1,623,142	△215,243	2,608,746	△3,580,010	△1,230,283	918,063
親会社株主に帰属 する当期純利益	△1,829,816	534,189	3,297,199	△3,718,092	△1,203,571	2,411,941
1株当たり 当期純利益 (円)	△25.98	4.98	26.86	△3.76	△1.08	2.17
1株当たり配当金 (円)	—	—	—	—	—	—

(単位：千円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	ボラリス・ホールディングス株式会社
(2)	所 在 地	東京都千代田区岩本町一丁目 12 番 3 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 辻川 高寛
(4)	事 業 内 容	ホテル事業、不動産事業
(5)	資 本 金	2 億 2,933 万 6,314 円
(6)	決 算 期	3 月 31 日
(7)	純 資 産	現時点では確定していません
(8)	総 資 産	現時点では確定していません
(9)	主 要 大 株 主 の 持 株 比 率	現時点では確定していません

6. 会計処理の概要

本株式交換は企業結合に関する会計基準における取得に該当いたします。

7. 今後の見通し

(1) 業績への影響

本株式交換契約等の締結による当期以降の業績に与える影響等につきましては、確定次第、速やかにお知らせいたします。

(2) 流通株式比率について

本株式交換直後の当社株式に係る流通株式比率は 14.36%（当社試算）となり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準である 25%を下回る見込みですが、当社は、スターアジアグループが保有する株式の第三者への相対での売却や売出し等の様々な手段を専門家、金融機関及び大株主と協議の上、流通株式比率の上場維持基準の適合を図る方針であります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社の親会社である Star Asia Group LLC が、本株式交換の相手方となるミナシアの親会社でもあり、ミナシアは当社と同一の親会社を持つ会社であるため、本株式交換は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社は、2024 年 7 月 8 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との取引について、「取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行するものとし、少数株主の利益を害することがないように適切に対応いたします。」と記載しております。

当社の取締役会は、本株式交換を検討するに際して、上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置」及び「(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本件特別委員会に対して本件諮問事項を諮問した上、本件特別委員会での審議・検討結果に基づいた答申書を取得し、これに基づき協議・検討を行ったほか、本株式交換に際しては、公正性を担保し、利益相反を回避するためのその他の各措置を講じており、これらの対応は上記指針の趣旨に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、当社にとって支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置」及び「(5) 利益相反を回避するための措置」

に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものではないことを確認することを目的として、本件特別委員会を設置し、本件諮問事項について諮問いたしました。

その結果、本件特別委員会から、2024年10月11日付で、大要以下のとおり答申書を受領いたしました。

- (i) 本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）

当社からのヒアリング結果等によれば、ミナシアは当社が出店・メインターゲットとしていないエリア・顧客層のホテルを運営しており、本株式交換により事業リスクの分散が企図できるとのことである。また、ミナシアにおいては、マーケット好調時の収益のアップサイドがより享受しやすい固定賃料の賃貸借契約に基づく運営形態が高い比率を占めており、当社と異なるリスクリターンのある事業を獲得することが可能になるとのことである。これを前提とすると、当社の想定するシナジーのうち、①運営ホテルポートフォリオの立地・顧客層・運営契約形態の拡充による事業機会の多様化及びビジネスリスク分散が期待できること、について本件特別委員会として合理性が疑われるものとして指摘すべき点はないと評価した。また、本株式交換を通じて当社の業績回復に加え、事業・時価総額規模やPL等の改善などに伴い、現行よりも改良したレンダーフォーメーション及び借入条件での資金調達の実行等を企図しているとのことであり、当社が経営課題として、競合他社と比較し事業規模がトップティアでないことによるスケールメリット・認知度の不十分さを挙げるとともに、本株式交換による事業規模拡大と当社とミナシアの本社人員のスキル・ノウハウの共有などが企図されることから、当社の想定するシナジーのうち、②スケールメリット（テクノロジー投資、セールス・マーケティング、ロイヤリティプログラム、重複する商圏におけるホテルでの人員等の運営・コスト効率化、ホテル運営等に関する各種ベンダーコスト（清掃、リネン、OTA等）の削減等）の追求が期待できること、③マーケットにおけるブランド力・認知度の向上、人材の共通化による業務効率化、会社・事業規模拡大に伴う借入条件の改良による財務コストの削減が期待できること、についても合理性が疑われるものではないと評価した。また、ミナシアの考えるシナジー効果のうち、①信用力及び資金調達能力の向上により新規事業の拡大がスムーズになることが期待できること、②新規ホテルパイプラインに関する案件情報の共有により、より多くの機会を得るとともに競合を回避し効率的な事業運営が期待できること、についても、上記のとおり本株式交換による事業規模拡大、本社人員のスキル・ノウハウの共有、本株式交換によるグループ会社化に伴う競合回避と業務効率化から導かれるものであり、合理性が疑われるものではない。加えて、不動産事業に豊富な実績を有する当社のスポンサーグループであるスターアジアグループからの支援が、従前は当社グループとミナシアとにそれぞれ分散されていたところ、本株式交換によりミナシアを当社のグループ会社化することで支援の集中と効率化、当社とミナシアとの協同の加速を期待することに合理性を疑う理由はない。以上を踏まえると、当社及びミナシアの考えるシナジー効果には合理性が認められる。

当社及びミナシアの考えるシナジー効果を前提に、当社においては、上記「1. 本株式交換の目的」に記載の企業価値向上施策の実施を検討しているとのことである。すなわち、①両社の店舗網や商圏を活かしたドミナントエリアの拡大、新規ホテル数及び客室数の更なる拡大、運営プラットフォームの拡大等による積極的な商機の拡大、ブランド認知度及び顧客満足度の拡充については、当社が定量目標を達成し、運営プラットフォームを拡大することで、当社の企業価値の向上に資するものと認められる。また、②効率的運営手法及びオペレーションノウハウの共有、両社共通の機能等の効率化、

人材マネジメントの効率化、共通する課題の解決に向けた協議等による事業運営の最適化については、当社が想定するシナジーを最大化するために必要な施策と評価でき、③グループ全体で機動的に商機をつかむための、意思決定の迅速化、企業価値の最大化に資する集中的な資金・人材の投入等の実現についても、これによって本株式交換における当社とミナシアのグループ化のメリットを最大化するために必要と認められる施策と評価できる。以上を踏まえれば、本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと認められる。

以上のとおり、本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有するものであると考えられる。

(ii) 本株式交換の手續の公正性

本株式交換においては、①上記のとおり、本件特別委員会は、取引条件の形成過程の初期段階から諮問を受け、また、当社アドバイザーの承認権限等が付与されているところ、本件特別委員会はこれらの権限を行使して、さらに、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、ミナシアとの間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与したことが認められ、かつ、本件特別委員会の独立性、専門性・属性などの委員構成、アドバイザーなどの検討体制、報酬面等についても特段の問題は認められないこと、②当社は、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループから独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、2024年10月11日付で本株式交換比率算定書を取得していること、③当社は、当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループから独立したリーガルアドバイザーとして西村あさひを選任し、各種のアドバイスを受けていること、④本件特別委員会は、上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社とミナシアとの間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、当社が本株式交換比率についての最終的な提案を行うまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ミナシアとの交渉過程に実質的に関与していること、⑤本件特別委員会は、当社及びミナシアに対するヒアリング結果、並びに、ミナシアに対する法務、財務及び税務デュー・ディリジェンスの結果を含む重要な情報を踏まえて本株式交換の是非や取引条件の妥当性について検討・判断を行うことのできる体制を整備していること、⑥本株式交換契約の締結に関する当社における検討・交渉過程に、本株式交換に特別利害関係を有する者は一切参加していないこと、また、本株式交換契約を承認する際の取締役会決議においては、特別利害関係を有しない取締役全員における承認が必要とされること等からすると、本株式交換においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換に係る手續は公正なものであると考えられる。

(iii) 本株式交換の条件の公正性・妥当性

①本株式交換の取引条件に関する協議・交渉の過程においては、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたと認められること、②当社グループ、ミナシアグループ及びスターアジアグループから独立した第三者評価機関であるみずほ証券から当社が、2024年10月11日付で取得した本株式交換比率算定書によれば、本株式交換比率は、当社の株価については市場株価基準法、類似企業比較法及びDCF法、ミナシアの株価については類似企業比較法及びDCF法をもとにして株式価値を算定した結果のうち、当社に市場株価基準法を採用し、かつ、ミナシアにDCF法を採用した場合、並びに、当社及びミナシアにDCF法を採用した場合の算定レンジの範囲内の比率であり、合理的な水準と認められること、③本株式交換が当社の中長期経営計画における企業価値向上のための重要施策としての規模拡大に資すること、及び、本株式交換の結果として当社及びミナシアにおいて想定されるシナジーがあり当社の企業価値向上に資することを踏まえると、本株式交換の取引条件は、公正・妥当であると考えられる。

(iv) 上記(i)乃至(iii)を踏まえて、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないか

上記(i)乃至(iii)のとおり、本株式交換の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本株式交

換に係る手続は公正であり、本株式交換の取引条件は公正・妥当であると考えられるから、本株式交換を行うことは当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

II. 子会社の異動について

1. 異動予定日

2024年12月27日（本株式交換の効力発生日）

2. 異動が生じる経緯

本株式交換により、その効力発生日付でミナシアは当社の連結子会社となることから、下記のとおり、当社の子会社に異動が生じることが見込まれます。

3. 当該子会社の概要

(1) ミナシア

上記「I. 本株式交換について」の「4. 本株式交換の当事会社の概要」をご参照ください。

(2) MTS

(1) 名 称	株式会社ミナシアトータルサービス		
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田小川町一丁目2番地		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 下嶋 一義		
(4) 事業内容	ホテル及び飲食店など各種店舗・事務所の清掃業務、建物設備、備品などのメンテナンス業務		
(5) 資本金	1,000万円		
(6) 設立年月日	2018年10月12日		
(7) 大株主及び持株比率	ミナシア 100%		
(8) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はございません	
	人的関係	該当事項はございません。	
	取引関係	該当事項はございません	
(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	MTS (単体)		
	2021年 12月期	2022年 12月期	2023年 12月期
純資産	22,569	18,384	14,091
総資産	60,981	61,726	71,312
1株当たり純資産 (円)	1,128,454	919,219	704,565
売上高	171,367	143,950	163,660
営業利益	△860	△4,242	△4,647
経常利益	3,123	△4,044	△4,153
当期純利益	2,316	△4,184	△4,293
1株当たり 当期純利益 (円)	115,790	△209,235	△214,654
1株当たり配当金	—	—	—

(円)			
-----	--	--	--

(単位：千円。特記しているものを除く。)

4. 異動前後における所有株式数及び議決権の所有割合

(1) ミナシア

	所有株式数	議決権の所有割合
異動前	18,960,339 株	1.71%
異動後	1,109,895,306 株	100%

(注) 議決権の所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) MTS

	所有株式数	議決権の所有割合
異動前	0 株	0%
異動後	20 株	100%

(注) 「所有株式数」には、MTS の完全親会社であるミナシアを通じた当社の間接保有分を含めております。

5. 今後の見通し

上記「I. 本株式交換について」の「7. 今後の見通し」をご参照ください。

6. 支配株主との取引等に関する事項

上記「I. 本株式交換について」の「8. 支配株主との取引等に関する事項」をご参照ください。

III. 主要株主である筆頭株主、主要株主、親会社及びその他の関係会社の異動について

1. 異動予定日

2024年12月27日（本株式交換の効力発生日）

2. 異動が生じる経緯

本株式交換により、ミナシアの株主である SAJP VI 3.0 LP は、本株式交換の対価として当社株式 105,820,691 株を新たに取得することが見込まれます。その結果、当社の主要株主である筆頭株主、主要株主、親会社及びその他の関係会社に異動が生じることが見込まれます。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる株主

(1)	名 称	SAJP VI 3.0 LP
(2)	所 在 地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
(3)	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく LPS (Exempted Limited Partnership)
(4)	名 称	Star Asia Partners VI Ltd.
	所 在 地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	Director: マルコム・エフ・マクリーン 4 世、増山太郎
	事 業 内 容	ファンドの運用及び管理
(5)	資 本 金	50,000 米ドル（日本円換算額 7,431,000 円）
	名 称	スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド東京支店
	所 在 地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー18 階

	代表者の役職・氏名	日本における代表者 國府田 英正
	事業内容	ファンドの運用及び管理
	資本金	1米ドル (日本円換算額 148.62 円)
(6) 上場会社と相手先の関係	上場会社と相手先の間の出資の状況	該当事項はございません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	該当事項はございません。
	上場会社と国内代理人の関係	当該国内代理人の従業員である辻川高寛及び田口洋平が当社の取締役を務めております。

(注) 1米ドルは、2024年10月11日の外国為替相場の仲値 148.62 円にて換算しております。

(2) 新たにその他の関係会社となる株主

(1) 名称	Star Asia Partners VI Ltd.	
(2) 所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 代表者の役職・氏名	Director: マルコム・エフ・マククリーン 4 世、増山太郎	
(4) 事業内容	ファンドの運用及び管理	
(5) 資本金	50,000 米ドル (日本円換算額 7,431,000 円)	
(6) 設立年月日	2022年7月12日	
(7) 連結純資産	50,000 米ドル (日本円換算額 7,431,000 円)	
(8) 連結総資産	50,000 米ドル (日本円換算額 7,431,000 円)	
(9) 大株主及び持株比率	Star Asia Group LLC (100%)	
(10) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	該当事項はございません。
	人的関係	該当事項はございません。
	取引関係	該当事項はございません。

(注) 1米ドルは、2024年10月11日の外国為替相場の仲値 148.62 円にて換算しております。

(3) 主要株主である筆頭株主及び親会社でなくなり新たにその他の関係会社となる株主

(1) 名称	Star Asia Opportunity III LP	
(2) 所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく LPS (Exempted Limited Partnership)	
(4) 業務執行組合員の概要	名称	SAO III GP Ltd.
	所在地	the offices of Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
	代表者の役職・氏名	Director: マルコム・エフ・マククリーン 4 世、増山太郎
	事業内容	ファンドの運用及び管理
	資本金	50,000 米ドル (日本円換算額 7,431,000 円)
(5) 国内代理人の概要	名称	スターアジア・マネジメント・ジャパン・リミテッド
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階
	代表者の役職・氏名	日本における代表者 國府田 英正
	事業内容	ファンドマネジメント
	資本金	1米ドル (日本円換算額 148.62 円)
(6) 上場会社と当該ファンドの関係	上場会社と当該ファンドの間の出資の状況	当社株式を 89,420,878 株 (69.89%) 保有しており、当社の主要株主及び親会社にあたります。

	上場会社と業務執行組合員の関係	当該ファンドの業務執行組合員であるマルコム・エフ・マククリーン 4 世及び増山太郎が当社の取締役を務めております。
	上場会社と国内代理人の関係	当該国内代理人の従業員である辻川高寛及び田口洋平が当社の取締役を務めております。

(注) 1米ドルは、2024年10月11日の外国為替相場の仲値 148.62 円にて換算しております。

(4) 親会社でなくなり新たにその他の関係会社となる株主

(1)	名 称	SAO III GP Ltd.	
(2)	所 在 地	the offices of Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3)	代表者の役職・氏名	Director: マルコム・エフ・マククリーン 4 世、増山太郎	
(4)	事 業 内 容	ファンドの運用及び管理	
(5)	資 本 金	50,000 米ドル (日本円換算額 7,431,000 円)	
(6)	設 立 年 月 日	2016年1月29日	
(7)	連 結 純 資 産	50,000 米ドル (日本円換算額 7,431,000 円)	
(8)	連 結 総 資 産	50,000 米ドル (日本円換算額 7,431,000 円)	
(9)	大株主及び持株比率	Star Asia Group LLC (100%)	
(10)	上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	当社株式を 89,420,878 株 (69.89%) 保有しており、当社の親会社にあたります。
		人 的 関 係	当該株主の Director であるマルコム・エフ・マククリーン 4 世及び増山太郎が当社の取締役を務めております。
		取 引 関 係	該当事項はございません。

(注) 1米ドルは、2024年10月11日の外国為替相場の仲値 148.62 円にて換算しております。

4. 異動の前後における当該株主等の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

(1) Star Asia Opportunity III LP

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	親会社及び主要株主である筆頭株主	894,208 個 89,420,878 株 (69.89%)	—	894,208 個 89,420,878 株 (69.89%)	第 1 位
異動後	主要株主及びその他の関係会社	894,208 個 89,420,878 株 (38.25%)	—	894,208 個 89,420,878 株 (38.25%)	第 2 位

(2) SAO III GP Ltd.

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	親会社	—	894,208 個 89,420,878 株 (69.89%)	894,208 個 89,420,878 株 (69.89%)	—
異動後	その他の関係会社	—	894,208 個 89,420,878 株 (38.25%)	894,208 個 89,420,878 株 (38.25%)	—

(3) SAJP VI 3.0 LP

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合 計	
異動前	—	—	—	—	—

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動後	主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社	1,058,206 個 105,820,691 株 (45.27%)	—	1,058,206 個 105,820,691 株 (45.27%)	第 1 位

(4) Star Asia Partners VI Ltd.

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	その他の関係会社	—	1,058,206 個 105,820,691 株 (45.27%)	1,058,206 個 105,820,691 株 (45.27%)	—

(注 1) 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 1,674 株
2024 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 127,933,989 株

(注 2) 議決権保有割合は小数点以下第三位を切り捨てしております。

(注 3) 当社の単元株式数は 100 株となっております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

開示対象となる非上場の親会社等の変更はありません。今回の異動において、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社は、SAJP VI 3.0 LP の実質的な意思決定を行う Star Asia Partners VI Ltd. の親会社であり、Star Asia Opportunity III LP の実質的な意思決定を行う SAO III GPLtd. の親会社でもある Star Asia Group LLC となりますが、有価証券上場規程上の「外国会社」に該当しない Star Asia Group LLC は、有価証券上場規程上の「会社」には該当しないため、決算情報の開示対象となる親会社等には該当しません。

6. 今後の見通し

上記「I. 本株式交換について」の「7. 今後の見通し」をご参照ください。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (2024 年 8 月 13 日公表分) 及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
当期業績予想 (2025 年 3 月期)	20,078	1,891	1,315	1,473	11.87 円
前期実績 (2024 年 3 月期)	22,545	3,382	2,609	3,297	26.86 円

(単位：百万円。特記しているものを除く。)